

第5回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年12月11日（火）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1202会議室

○司会 それでは、時間になりましたので、第5回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

本日は、議事次第にありますとおり、個人事業主の事業承継の手續の簡素化についてということで、厚労省からのヒアリングを行いました。

もともとの問題意識は、参考資料、これが、10月22日の「個人事業主の事業承継時の許認可手續の簡素化について」というペーパーで、規制改革推進会議行政手続部会の事務局としてお示ししたペーパーです。

要するに、個人事業主が、今、非常に高齢化が進んでいるわけなのですが、一方で、1ページが個人事業主の高齢化が進んでいるというところであって、70代以上の経営者が80万人を超えているような状況にある。

2ページにあるのが、ところが、個人事業主の大体4割ぐらいが規制対象業種、飲食業とか建設業とか理容業、美容業、酒の小売業とか旅館とか、要するに、営業を始めるときに許認可を取得しなければならない業種なのですけれども、これらの業種の場合は、5ページにあります「2. 現行法上の課題」ですけれども、個人事業主が死亡して子供が相続する場合には簡易な届出だけで済むのですけれども、個人事業主が生前に承継したりとか、あるいは子供以外の、いわゆる相続人以外のところに承継しようとする、全くの新規の許認可が必要になって、多数の添付書類や検査が必要になる。

そういうのを簡素化して、全て事業承継の場合は、簡易な手續でできるようにすべきではないかという紙をお示ししたわけで、それについて各省からヒアリングをするという、この最初のセッションでありまして、厚労省からのヒアリングというのを行いました。

ヒアリングで、厚労省の考え方は、資料1、資料2に書いてあります。基本的に同じであります。課が違うので紙が分かれていますけれども、食品衛生法、その次の資料が、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、書いてあることは同じでありまして、資料1に戻りますけれども、「政府全体の方針として円滑な事業承継に向けた環境整備を行う場合、食品衛生法に基づく事業承継についても、他法における対応の検討状況を踏まえた上で、簡素化に向けて検討を進める」ということで、政府全体として、こういった事業承継に向けた簡素化の方針というのは示されて、ほかの省庁も御検討されるということであれば、

簡素化に向けて検討を進める。要するに、特に大きな異論がないということでもあります。

「従来の取扱い」と書いてありますけれども、従来は、ここに書いてありますとおり、営業者が死んだ場合、そういう偶然の事情があつて営業者の交代が行われる場合は、相続人に対しては届出で済むようにしていたのだけれども、生前の場合は、偶然ではないので、普通に新規の営業の許可を受けてもらっていた。これが従来の扱いなのですけれども、規制改革推進会議の行政手続部会の先般のペーパーを踏まえた話としては、政府全体として円滑な事業承継、環境整備を行おうということが決まったならば、厚労省としてもそれに向けて検討を進めるということが回答となっているということでございます。

本日の説明としては、以上であります。

今後、同じように、建設業を所管する国交省とか、酒小売業を所管する財務省の中の国税庁からも同様のヒアリングを行いたいと考えております。

以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただいから御質問をいただければと思います。

お願いいたします。

○記者 日本金融通信社のヤマノイと申します。

厚労省さんがおっしゃっているように、政府全体での方針というのは、他省庁さんもおっしゃるのが予想できるのですけれども、政府全体の方針というのは、規制改革会議のほうで作れるものなのですか。

○石崎参事官 一応、規制改革推進会議として、この前、11月に第4次答申を出しましたけれども、定例であれば、来年度の夏の答申というのを出すのが定例のスケジュールであります。

議論が熟すれば、そのときそのときで答申を出すということもありまして、そのときに各省さんとも協議をした上で、答申というのを出す。

答申については、最終的には、6月にまた閣議決定という形で政府の方針になる。そんな形になっております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

○記者 時事通信のキダと申します。

そうすると、6月の答申について、今回のヒアリング結果なども踏まえて反映させていくというようなイメージでよろしいでしょうか。

○石崎参事官 さっき少し留保を付けましたとおり、最近、答申を年に複数回出しているケースもあるものですから、一番遅くて6月ということになると思います。

○司会 そのほかにございますでしょうか。

○記者 もう一つすみません、次のヒアリングのタイミングなのですけれども、年明けになりそうでしょうか。

○石崎参事官 一応、年内を予定しております。一両日中に、またヒアリングのスケジュールをホームページにアップさせていただきます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、これで第5回「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。